

こうがくしょうがいふくし ひ 高額障害福祉サービス費のあらまし

しょうがいふくし りよう サービスを利用している方が かた 介護保険の かいごほけん サービスを利用した場合や、同じ りよう ばあい おな 世帯のなかで しょうがいふくし 障害福祉サービスを利用する方が りよう かた ふたりいじょう 二人以上いる場合に、1か月に支払った ばあい げつ しはら それぞれの利用者負担額を合算して一定の額（りようしゃふたんがく がっさん いってい がく さんていきじゆんがく 算定基準額といいます）を超えた額が、こうがくしょうがいふくし ひ しきゆう 高額障害福祉サービス費として支給されます。



名古屋市健康福祉局

高額障害福祉サービス費を受ける手続きについて

対象となる方は、サービス提供を受けた月の3か月後（例：4月にサービス提供を受けた場合は7月）以降に、下記の書類を持って区役所（精神障害者の方は保健所）の窓口で申請手続きをしてください。手続きをされますと、後日指定の預金口座へ高額障害福祉サービス費をお振込みします。

●申請時にお持ちいただく書類

- ① 受給者証
- ② 領収書
- ③ 申請者（受給者）ご本人の印鑑
- ④ 申請者（受給者）名義の預金通帳など口座の確認ができるもの（郵便局を除く）
- ⑤ 上限管理結果票（事業者から交付された場合のみ）

高額障害福祉サービス費算定基準額について

算定基準額は、サービス利用月の1日時点における世帯の所得状況で判断され、以下の4段階に分けられています。

世帯の種別	算定基準額
市民税課税世帯	37,200円
市民税非課税世帯	24,600円
市民税非課税世帯で受給者の年収が80万円以下の方のうち、世帯での利用者負担の合算額が24,600円に満たないが、個人での合算額が15,000円を超える場合	15,000円
生活保護世帯	0円

※生活保護への移行予防措置の適用を受けている方については、軽減後の利用者負担額を高額障害福祉サービス費算定基準額とします。

※個別減免の適用を受けている方については、個別減免後の利用者負担額を高額障害福祉サービス費算定基準額とします。

がっさん たいしやう ひやう 合算の対象とする費用について

おな せたい ぞく しょうがいふくし りやうしや かた おな つき う
同じ世帯に属する障害福祉サービス利用者の方が、同じ月に受けたサービスによりかかる①～④の利用者負担額を合算します。

① しょうがいしやじりつしえんぽう もと かいごきゆうふひとう
障害者自立支援法に基づく介護給付費等（ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイ、グループホームなど）の定率負担額。

② かいごほけん りやうしやふたんがく こうがくかいご ひ こうがくかいごまほう ひ しょうかん
介護保険の利用者負担額（高額介護サービス費・高額介護予防サービス費により償還された費用を除く）。ただし、同一人が障害福祉サービス等を併用している場合に限り
ます。

③ しんたいしょうがいしやふくしほう もと しせつくんれんとうしえんひ ていりつふたんがく
身体障害者福祉法に基づく施設訓練等支援費の定率負担額（18年4月～9月まで）。

④ ちてきしょうがいしやふくしほう もと しせつくんれんとうしえんひ ていりつふたんがく
知的障害者福祉法に基づく施設訓練等支援費の定率負担額（18年4月～9月まで）。

※ せたい とくれい しょうがいしや はいぐうしや せたい かた
世帯の特例により、障害者とその配偶者のみの世帯となっている方については、
しょうがいしや はいぐうしや かか りやうしやふたんがく がっさん ばあい おな せたい ほか
障害者とその配偶者に係る利用者負担額のみを合算します。その場合、同じ世帯に他の
しょうがいしや ばあい しょうがいしや かた せたい とくれい つか しょうがいしや
障害者がいる場合は、この障害者の方については、世帯の特例を使っている障害者と
はいぐうしや かた のぞ せたいぶん がっさん
その配偶者の方を除いた世帯分で合算します。

おな せたい しょうがいふくし りやう じどう ふたりいじやう ばあい 同じ世帯に障害福祉サービスを利用している児童が二人以上いる場合

おな せたい しょうがいふくし りやう じどう ふたりいじやう どういつ ほごしや しきゆうけつてい
同じ世帯に障害福祉サービスを利用する児童が、二人以上いる同一の保護者が支給決定
う ばあい ほごしや げつがくふたんじやうげんがく しょうがいじひとりぶん がく けいげん
を受けている場合は、保護者の月額負担上限額が障害児一人分の額まで軽減されます。

ほごしや げつがくふたんじやうげんがく こ りやうしやふたんがく しはら ばあい こ
そして、保護者が月額負担上限額を超えて利用者負担額を支払った場合に、その超えた
がく はら もと せいど
額を払い戻すことができる制度があります。

くわ ないやう かくく まどぐち と あ
詳しい内容につきましては、各区の窓口までお問い合わせください。

高額障害福祉サービス費の具体例

○同じ月に障害福祉サービスと介護保険サービスを利用した場合

【計算例】

① Aさんの利用者負担額は
 $20,000 \text{円} + 10,000 \text{円} = 30,000 \text{円}$

② Aさんの高額障害福祉サービス費は
 $30,000 \text{円} - 24,600 \text{円} = \underline{5,400 \text{円}}$

○同じ世帯で二人以上の方が障害福祉サービスを利用した場合

【計算例】

① 世帯の利用者負担額は
 $15,000 \text{円} + 15,000 \text{円} = 30,000 \text{円}$

② Bさんの高額障害福祉サービス費は
 $(30,000 \text{円} - 24,600 \text{円}) \times 15,000 \text{円} / (15,000 \text{円} + 15,000 \text{円}) = \underline{2,700 \text{円}}$

③ Cさんの高額障害福祉サービス費は
 $(30,000 \text{円} - 24,600 \text{円}) \times 15,000 \text{円} / (15,000 \text{円} + 15,000 \text{円}) = \underline{2,700 \text{円}}$

高額障害福祉サービス費に関するお問い合わせは、身体障害者（児）及び知的障害者（児）の方は、お住まいの区の区役所福祉課福祉係窓口、精神障害者の方はお住まいの区の保健所保健予防課窓口までお願いします。